

## ずい道建設工事における粉じん対策のガイドラインについて

労働省労働基準局はずい道建設工事におけるガイドライン(基発第七六八号の二)を定め、ずい道建設工事を行う事業団体及びその委託に係わる工事業者その他関係者に対し、その周知徹底を図り、ずい道工事における粉じん障害防止対策のなお一層の推進を要請しています。

その要綱に防じんマスク等有効な呼吸用保護具の使用、労働衛生教育の実施事項があり、教育支援等、保護具の正しい着用使用指導が必要とされると思います。以下に要点をまとめました。

### 1. ガイドラインの適用

ずい道等を建設する工事であって、堀削、ずり積み、ロックボルトの取付け、コンクリート等の吹付け等、その実施に伴い粉じんが発生する作業を有するずい道建設工事に適用する。

### 2. 粉じん濃度目標レベル

事業者は半月以内ごとに1回、定期的に空気中の粉じん濃度測定を行うこと。

3mg/m<sup>3</sup>以下とすること。ただし、中小断面のずい道等のうち、3mg/m<sup>3</sup>以下を達成することが困難と考えられるものについては、できるだけ低い値を粉じん濃度目標レベルとすること。

### 3. 防じんマスク等有効な呼吸用保護の使用

事業者は、坑内の作業に労働者を従事させる場合には、坑内において、常時、防じんマスク、電動ファン付き呼吸用保護具等有効な呼吸用保護具を使用させるとともに、次に掲げる措置を講じること。なお、作業の内容及び強度を考慮し、呼吸用保護具の重量、吸排気抵抗等が当該作業に適したものを選択すること。

#### 保護具着用管理責任者の選任

呼吸用保護具の適正な選択、使用、顔面への密着性の確認等に関する指導、呼吸用保護具の保守管理及び廃棄を行わせること。

#### 呼吸用保護具の適正な選択、使用及び保守管理の徹底

呼吸用保護具の使用及び保守管理に関する方法並びに呼吸用保護具のフィルターの交換基準を定めること。フィルターの交換日等を記録する台帳を整備すること。

#### 呼吸用保護具の顔面への密着性の確認

使用する際には、労働者に顔面への密着性について確認させること。

#### 呼吸用保護具の備え付け等

同時に就業する労働者と同等以上を備え、常時かつ清潔に保持すること。

#### 労働衛生教育の実施

粉じんによる疾病と健康管理

粉じんにより疾病の防止

防じんマスクの選択及び使用方法

### < 所見 >

(1)ずい道工事に保護具着用管理者が置かれ、呼吸用保護具着用の徹底が図られる。

(2)粉じん濃度が高い場所では電動ファン付き呼吸用保護具(3Mエアストリームなど)が推奨される。

(3)事業者は、粉じん対策に係わる計画の策定を行う。

(4)特に中小断面のずい道工事作業等は粉じん発生源対策が困難な場合が多いので、防じんマスク等の着用が重要になる。

以上